

## 相談支援部会 令和4年度活動報告及び令和5年度活動計画

### 令和4年度活動報告

開催回数及び開催日	2回 令和4年6月9日（第1回）、令和4年12月8日（第2回）
出席機関	相談支援事業所歩歩、障害者相談支援事業所江能 江田島市障害者生活支援センター、江田島市社会福祉課
活動内容	<p>1 各種加算の算定要件について</p> <p>(1) サービス提供時モニタリング加算 サービス等利用計画に掲げた地域支援事業（日中一時支援等）利用中のサービス提供時モニタリング加算の算定の可否については、社会福祉課が検討中。</p> <p>(2) 集中支援加算（1人につき1回/月、それぞれ300単位）の確認 サービス担当者会議、関係機関が開催する会議の主催及び参加が加算の要件となっている。会議同日のサービス提供時モニタリング加算については算定可。関係機関が開催する会議に本人及び家族の参加は不要。</p> <p>2 サブスローガン案について 事務局会議で決定する。</p> <p>3 事例検討（児童ケース）</p> <p>(1) アセスメントシートの活用やサービス等利用計画の手法、兄弟でサービス利用するケース</p> <p>(2) 家族が障害受容できないケース</p> <p>(3) 発達障害児の認定こども園受け入れについて</p> <p>4 児童発達支援センターについて 令和3年度、県から圏域設置の許可を受け、呉市の児童発達支援センターである呉本庄つくし園に、社会福祉課が江田島市を含めた圏域設置について依頼。子ども支援部会構成員が2月につくし園を見学し、令和5年度に児童発達支援センターの運営等について詳細を検討していく。</p> <p>5 情報交換</p> <p>(1) モニタリング報告書の提出について 江田島市は確認のため署名された報告書の提出を求めており、相談支援事業所から本人に渡している。呉市は報告書の提出を求めておらず、本人へも渡さない事業所が多い。江田島の事業所では契約書に本人へ渡すとの記載があるため本人へ渡している。 江田島市ではモニタリング報告書の提出及び保護者等への書類の配布も継続する。</p>

	<p>(2) 放課後等デイサービス利用のための診断書提出について</p> <p>児童発達支援は新規・更新時に診断書及び意見書、放課後等デイサービスは年1回診断書（病院の検査結果でも可）の提出が必要。以前は認められていた相談支援事業所の意見書や、利用中の事業所で受けた検査結果では第三者にならないので、第三者意見として医師の診断書等が必要。</p> <p>児童発達支援は、のびのび発達相談の意見書があれば利用できるが、放課後等デイサービス利用に変わると診断書等が必要となるため、受診や診断を受けることに抵抗がある人は、支援を望まなくなるケースがある。年中・年長・就学前のタイミングに合わせて受診のメリットを伝えられるよう努力が必要。</p>
--	---

### 令和5年度活動計画

開催回数	2回予定（6月，12月）
構成員	変更なし
内容	相談支援にまつわる様々な情報共有を図り，事例検討を行う。